

令和5年土佐清水市議会定例会6月会議会議録

第10日（令和5年6月28日 水曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

（議案の委員会付託）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 新谷英生君 | 2番  | 形岡弘士君 |
| 3番  | 弘田条君  | 4番  | 武政健三君 |
| 5番  | 山崎誠一君 | 6番  | 吉村政朗君 |
| 7番  | 作田喜秋君 | 8番  | 岡本詠君  |
| 9番  | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君  |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

|        |         |      |         |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 早川 聡 君  | 局長補佐 | 坂本 久恵 君 |
| 議事係長   | 山本 卓己 君 | 主事補  | 池 貴弘 君  |
| 主事     | 尾崎 智彩 君 |      |         |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                |         |                |         |
|----------------|---------|----------------|---------|
| 市長職務代理者<br>副市長 | 磯脇 堂三 君 | 会計管理者兼<br>会計課長 | 井上 美樹 君 |
|----------------|---------|----------------|---------|

|                         |         |                      |         |
|-------------------------|---------|----------------------|---------|
| 税務課長兼<br>固定資産評価員        | 谷崎 清 君  | 企画財政課長               | 横山 英幸 君 |
| 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長  | 東 直能 君  | 危機管理課長               | 吉永 敏之 君 |
| 消 防 長                   | 宮地 直道 君 | 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長 | 中村 浩司 君 |
| 健康推進課長                  | 竹池 亮 君  | 福祉事務所長               | 岡田 哲治 君 |
| 市 民 課 長                 | 岡田 旭生 君 | まちづくり対策課長            | 中尾 吉宏 君 |
| 観光商工課長補佐                | 稲田 誠 君  | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長 | 和泉 政彦 君 |
| 水 道 課 長                 | 山本 実 君  | じんけん課長               | 窪内 研介 君 |
| 特別養護老人ホーム<br>しおさい園長     | 畑山 正王 君 | 教 育 長                | 岡崎 哲也 君 |
| こども未来課長補佐               | 池 正澄 君  | 生涯学習課長               | 西原 貴樹 君 |
| 教育センター所長兼<br>少年補導センター所長 | 田村 五鈴 君 |                      |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（細川博史君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和5年土佐清水市議会定例会6月会議、第10日目の会議を開きます。  
昨日に引き続き、一般質問を行います。

7番、作田喜秋君。

（7番 作田喜秋君発言席）

○7番（作田喜秋君） おはようございます。公明党、会派みらいの作田喜秋でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

まず最初に、投票支援カードの導入についてお聞きいたします。

まず最初に、選挙の代理投票についてお聞きします。

選挙の投票に関し、障害や病気、けがなどの事情によって、投票用紙に文字を記入することが困難な方を支援する制度として、代理投票制度があり、このことは広く一般的に認知されていると思います。

しかし、実際の投票所では、受付で混雑している場合も多く、代理投票を希望される方がスムーズに自分の意思を伝えることが難しいという声もよく聞かれます。せっかく投票する意思を持って投票所を訪れたのに、周囲への気兼ねや自分の希望をうまく伝えることが難しいため

スムーズな投票ができないと感じている方々がおられる状況は、昨今の投票率低下が叫ばれる中、決して好ましい状況ではないと思います。

そこで、選挙管理委員会事務局長にお聞きします。

本市でも、実際に代理投票などで不自由を感じておられる方が実際存在している状況であると私は認識しておりますが、市ではその認識はあるのでしょうか。お聞きします。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長 東 直能君自席）

○選挙管理委員会事務局長（東 直能君） お答えいたします。

代理投票については、投票所の受付窓口において希望される方へ口頭等において御希望をお伺いし、適切に対応されているものと認識しております。

しかしながら受付窓口では、常時ではありませんが、集中して大変混雑する場合も見受けられ、特にお一人でお越しの方で、窓口で代理投票の意思表示をされる場合に、お時間を若干要する場合などもあるかと存じます。そのことなどで、御不便に感じておられる方や気兼ねをされている方がおられるとの御指摘でありますので、これについては課題ではないかと思うところであります。

以上です。

○議長（細川博史君） 7番、作田喜秋君。

（7番 作田喜秋君発言席）

○7番（作田喜秋君） 私が先ほど言ったように、事務局長も投票に際し、支援を希望される方々が実際の投票所で不自由さを感じておられる、そのような状況を一定は認識していただいたとのことでありますが、このような状況は本市だけに限ったことではなく、多くの自治体でも似たような状況が存在しているものと思っております。

このような状況の中、改善策として、愛媛県の四国中央市などでは、あらかじめ投票に際して支援を希望する内容、例えば投票用紙に代わりに書いてほしい、代筆してほしいということですね、それとか、候補者名を読んでほしいなど専用の用紙にチェックを入れて、入場整理券と一緒に窓口で提出することでスムーズに投票ができる投票支援カードを導入し、一定の成果を上げているとのことであります。

そこで、事務局長にお聞きいたします。

代理投票などの支援を必要とされる方々がスムーズに投票ができる仕組みとして、本市でも、この投票支援カードの導入はできないでしょうか。お聞きいたします。

○議長（細川博史君） 選挙管理委員会事務局長。

(選挙管理委員会事務局長 東 直能君自席)

○選挙管理委員会事務局長(東 直能君) お答えいたします。

投票に際してより配慮が必要な方々への対応は、適宜改善が必要なものと考えております。

議員御紹介の投票支援カードは、愛媛県や神奈川県等の一部の自治体で今年4月の統一地方選挙から導入され、実際に利用の実績も上がっているとのことであります。確かに仕組みとして、あらかじめ支援を希望する内容を書き込み窓口に提出するのみで、円滑な投票に結びつける優れた仕組みであると感じました。

今後は、実際の導入自治体の事例等も研究し、誰もが投票がしやすい環境整備に取り組むべく前向きに検討したいと考えております。

以上であります。

○議長(細川博史君) 7番、作田喜秋君。

(7番 作田喜秋君発言席)

○7番(作田喜秋君) ありがとうございます。ぜひ前向きに、近々、また選挙もあるかと思いますが、できればそれまでに導入していただければありがたいなと思っております。ぜひよろしく願いいたします。

次に、熱中症対策の推進についてお聞きいたします。

気候変動の影響により、国内の熱中症死亡者数は増加傾向が続いており、近年では、年間1,000人を超える年が頻発するなど、自然災害による死亡者数をはるかに上回っている状況であります。また今後、地球温暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれ、我が国において、熱中症による被害がさらに拡大するおそれがあります。こうした状況を踏まえ、今後起こり得る極端な高温も見据えて、熱中症の発生の予防を強化するための取組を一層強化することが必要と思っております。

熱中症から市民の命を守るための取組について、健康推進課長にお聞きいたします。

熱中症は、適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができます。ここで、熱中症は人の命に関わることであることから、熱中症対策のマニュアル等の作成や、WBGT、暑さ指数の認知度の向上や、行動変容につながる情報発信も必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(細川博史君) 執行部の答弁を求めます。

健康推進課長。

(健康推進課長 竹池 亮君自席)

○健康推進課長(竹池 亮君) 熱中症から市民の生命を守るための取組についてお答えいたします。

熱中症につきましては議員も御指摘のとおり、近年、死亡者数及び緊急搬送者数が増加傾向にあるため、真夏日とされている最高気温30度を超えた日などは、連日にわたり、テレビや新聞等の様々な媒体によりまして、その危険性と予防対策について、国民向けにアナウンスされております。

市としての取組といたしましては、令和3年度から熱中症の危険性が極めて高いと予測される場合に、環境省から発信されます熱中症警戒アラートや、先ほど議員もおっしゃいました暑さ指数が全国運用されておりますので、それらの情報を受けまして、日頃から地域への訪問活動を実施しております保健師、栄養士及び看護師等により、運動教室、栄養改善教室、いきいきサロンなどで、熱中症予防や脱水症予防のための講話を開催するとともに、パンフレット等により啓発を行っております。

また、昨年度は、市内全域を対象といたしまして、防災行政無線により、熱中症予防の注意喚起のための放送を実施しております。

以上でございます。

○議長（細川博史君） 7番、作田喜秋君。

（7番 作田喜秋君発言席）

○7番（作田喜秋君） どうもありがとうございます。ぜひ、市民の命を守るために、行政が一丸となって取り組んでもらいたい、そのように思っております。

次に、高齢者の熱中症に対する予防への意識を醸成するための取組についてお伺いいたします。

熱中症を予防するためには、脱水と体温の上昇を抑えることが基本であるとされております。ここで、熱中症で亡くなる方の多くを占めている。熱中症弱者と呼ばれる高齢者の皆様に熱中症予防のための行動を意識していただくことも重要であると考えております。高齢者の皆様は、暑さや喉の渇きに対して敏感ではなくなっているケースがあります。消防庁の調査によると、熱中症による緊急搬送の約5割が高齢者となっております。

そこで、高齢者の皆様への効果的な熱中症予防を進めるためにどのような取組を進めているか、健康推進課長にお聞きいたします。

○議長（細川博史君） 健康推進課長。

（健康推進課長 竹池 亮君自席）

○健康推進課長（竹池 亮君） 高齢者への取組についてお答えいたします。

高齢者の方々は、屋外はもとより、屋内においても熱中症対策を強化する必要がありますことから、先ほどの答弁でも挙げました運動教室、栄養改善教室、いきいきサロンなどにおいて、脱水症対策として、無料提供を受けました経口補水液や補水ゼリー、パンフレットを配布する

など、職員による日常的活動の中で積極的に啓発を行っております。

今後は、日頃から地域を回っていただき、区長や民生委員をはじめ、介護及び福祉事業者などにも御協力をいただきながら、高齢者への熱中症予防や脱水症予防への注意喚起も行ってまいります。

以上でございます。

○議長（細川博史君） 7番、作田喜秋君。

（7番 作田喜秋君発言席）

○7番（作田喜秋君） どうもありがとうございます。ぜひ皆さんと一緒に、特に高齢者の方々は熱中症にかかる比率が高くなっておりまして、かく言う私も高齢者の一員でございますので、しっかり自分自身でも気をつけて、また、周りの家族等と一緒に配慮すべきことであると思っております。何とぞよろしく願いいたします。

それでは、今度は子供の熱中症防止の取組について、こども未来課長にお聞きいたします。

学校における子供の熱中症を防ぐための取組も大変重要であると思っております。本市の小・中学校の普通教室へのエアコン整備はどのようになっているのか、お聞きいたします。

○議長（細川博史君） こども未来課長補佐。

（こども未来課長補佐 池 正澄君自席）

○こども未来課長補佐（池 正澄君） お答えいたします。

本市では、清水中学校と清水小学校は新築時に、そのほかの5つの小学校も令和元年度に普通教室及び音楽室などの特別教室にエアコンを完備しておりまして、市内全ての小・中学校において、暑い日でも子供たちが授業に集中できる学習環境を整備しております。

以上です。

○議長（細川博史君） 7番、作田喜秋君。

（7番 作田喜秋君発言席）

○7番（作田喜秋君） どうもありがとうございます。子供たちが学校においては、快適な状況の中で勉強をしていると理解いたしております。大変素晴らしいことであると思っておりますが、子供たちの通学時の熱中症予防対策も必要と思いますが、どのような取組がなされているのか、お聞きいたします。

○議長（細川博史君） こども未来課長補佐。

（こども未来課長補佐 池 正澄君自席）

○こども未来課長補佐（池 正澄君） お答えいたします。

通学時においては、児童・生徒が自ら体調管理等を行うことができるよう適切な指導が大切であると考えておりまして、まずは規則正しい生活、それから帽子の着用や服装の調整、水筒

を持参し小まめに水分を取ることなどを、子供たちに対して日々指導しております。

また、御家庭の協力も必要でありまして、保健だより等により熱中症に対する情報提供や注意喚起も行っております。

以上でございます。

○議長（細川博史君） 7番、作田喜秋君。

（7番 作田喜秋君発言席）

○7番（作田喜秋君） どうもありがとうございます。

それでは、ふだんときはそのような状況、取組でいいかと思えますけれども、近年気候の変動というか、特に真夏になると本当に大変暑い日が続いております。この中、熱中症警戒アラートが発令された場合にはどのような対応をしておるのか、お聞きいたします。

○議長（細川博史君） こども未来課長補佐。

（こども未来課長補佐 池 正澄君自席）

○こども未来課長補佐（池 正澄君） お答えいたします。

ふだんから熱中症対策としまして、エアコンやサーキュレーターを使用したり、水分を補給するよう指示し、そのための時間を確保したり、校外活動時には帽子を着用するように声かけなどを行っております。また、塩分摂取のタブレットやOS-1などの飲物の準備をしております。

さらに、熱中症警戒アラートの発表があった場合については、朝マラソンの実施を見合わせたり、休み時間の外遊びを制限するなど、できる限り屋外での活動を控え、屋内においても激しい運動はしない、そういった対応を取っております。

以上です。

○議長（細川博史君） 7番、作田喜秋君。

（7番 作田喜秋君発言席）

○7番（作田喜秋君） ありがとうございます。学校においては、先生方が注意されているいろいろな対応されていると思います。子供たちはそういう大人に守られて、楽しい学校生活を送っているのではないかと考えられますが、次に、高齢者等の熱中症対策に関わる支援についてお聞きいたします。

熱中症対策において特に課題となるのが、高齢者の在宅時における温度管理の問題でございます。高齢者が部屋で過ごすとき、高齢者は体内の水分量が減少しているにもかかわらず、温度に対する感覚が弱くなるため、室内でも熱中症にかかりやすいと言われていたことに加え、エアコンが設置されているにもかかわらず、エアコンをつけることがもったいないという意識が強い方も多いと言われております。しかし、日本の気候は、現在の高齢者は、青年期を過ご

したであろう50年ぐらい前とは様相が違っており、亜熱帯化しているとの指摘もあり、真夏にエアコンを使わずに室内で過ごすことは危険であるとされ、テレビなどでも注意喚起がなされていますが、毎年、多くの高齢者が熱中症で緊急搬送された報道をよく見ることから、高齢者はエアコンの使用を積極的に行うべきだと考えます。

しかし、今年は原油高に端を発した電気代の高騰により、多くの高齢者がエアコンの使用を控えるようになり、熱中症により命を危険にさらす事態が発生するのではないかと非常に危惧しております。

副市長にお聞きいたします。

こうした電気代の高騰により、エアコンの使用を控えることにより熱中症になってしまうことを防止するため、市として高齢者や生活面で厳しい方々に補助を行うなど、何らかの支援はできないでしょうか。お聞きいたします。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

議員御指摘のとおり、高齢者の熱中症は命に関わることでございますので、電気代高騰によりエアコンの使用を控えることは、健康面で大変懸念されているところでございます。

市では、熱中症対策としてではございませんが、新型コロナウイルスの国の交付金を活用し、「めじか」で5,000円分付与する予算を今会議に上程しております。予算が可決になれば、全市民を対象に8月に5,000円分の付与を予定しているところでございます。

この給付は、元来は消費意欲を喚起し、市内の消費拡大につなげ、経済活性化を目的としておりますが、見方を変えれば、電気代や食品や日用品の高騰により生活面で大変苦慮されている方々の生活の一助になればとの観点からも行うものであり、電気代を直接的に「めじか」で支払うことはできませんが、「めじか」を使用して節約できた家計の経費を電気代に御使用していただくことで、議員が提言されました支援として効果があるものと考えております。

この「めじか」での給付を活用し、高齢者等の皆さんにはエアコンの使用を控えることなく、夏の厳しい暑さを健康に過ごしていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（細川博史君） 7番、作田喜秋君。

（7番 作田喜秋君発言席）

○7番（作田喜秋君） どうもありがとうございます。今回は「めじか」で5,000円ということで、大変ありがたいことではございますけれども、熱中症というのはこの夏だけの話ではなくて、来年も再来年もずーっと続いていくことですので、できればそのような対策のために何か支援できる制度を設けていただければありがたいというのが本音でございます。その辺、

また検討をよろしくお願いいたします。

それでは次に、同じ熱中症の質問でございますけれども、選挙の開票所における熱中症対策についてお聞きいたします。

昨年8月に実施されました市議会議員選挙の開票所で、開票立会人を務められた方に伺いますと、その方が言われるには、市民体育館の中は非常に暑く、水分補給なども勝手が分からなかったと。この方は初めて開票立会人に選ばれた方だそうなのですが、大変しんどい思いでしたと。最後まで体がもつだろうかと本当に心配したということでございました。

私自身も開票立会人を何度か務めたことがあります。あのような密閉に近い空間で、多くの方が活動される場合、特に夏場は空調設備が必要ではないかと、倒れる人がいても不思議ではないなと感じたことでございました。選挙の開票事務は、ほとんどが市の職員の皆さんが従事されていると思いますが、真夏の市民体育館での開票は苛酷ではないかと思われませんが、今までに熱中症にかかれた方はおりませんか。選挙管理委員会事務局長にお聞きいたします。

○議長（細川博史君） 選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長 東 直能君 自席）

○選挙管理委員会事務局長（東 直能君） お答えいたします。

過去の選挙全てを確認することは困難でございますが、過去20年間において、開票所において熱中症にかかった職員や立会人の方はおられません。

以上であります。

○議長（細川博史君） 7番、作田喜秋君。

（7番 作田喜秋君 発言席）

○7番（作田喜秋君） どうもありがとうございます。ここ20年では、そのように熱中症にかかれた方はいないということでございます。

しかし、地球温暖化の影響によりまして、日本の気温は年々上昇傾向にあります。今までが大丈夫であったから今後も大丈夫ということではなく、私は選挙の開票所においても熱中症のリスクは存在していると思いますし、今後は何らかの具体的な対策が必要ではないかと思っております。

そこで、選挙管理委員会事務局長にお聞きします。

選挙の開票所において、職員の皆さんや開票立会人などの関係者の熱中症対策として、何らかの空調設備の導入はできないのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（細川博史君） 選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長 東 直能君 自席）

○選挙管理委員会事務局長（東 直能君） お答えいたします。

市民体育館のような広大な空間を冷房する常設のエアコンの設置は、選挙管理委員会事務局としてはなかなか現実的ではないと考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり開票所での熱中症対策は看過できない、今後検討していかなければならない事項であると認識しております。

そこで、現時点で方法を検討しましたところ、学校施設で、簡易的なスポットクーラーという冷房装置の複数台の保有があります。選挙開票所での使用も可能との確認が取れておりますので、今後、暑い季節に行われる選挙開票所には積極的に活用し、その効果を検証しつつ熱中症発生のリスクを防止したいと考えております。

以上であります。

○議長（細川博史君） 7番、作田喜秋君。

（7番 作田喜秋君発言席）

○7番（作田喜秋君） ありがとうございます。ぜひ前向きな検討をして、また、その作業に当たられる方々が健康を害さないように、これからもよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（細川博史君） この際、暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

午前10時27分 休 憩

午前10時35分 再 開

○議長（細川博史君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

10番、前田晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 皆さん、おはようございます。会派市民のこえの前田晃でございます。

通告に従いまして、質問をいたしますけれども、最初にお断りしておきたいと思います。多分、3の学校給食の無償化までは1時間以内には届かないと思いますので、これは9月に回すことにしたいと思います。答弁を準備していただいている執行部の皆さん、どうぞ御了解いただきたいと思います。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず初めは、水害の被害を受けた農地への復旧支援についての質問であります。

台風2号の接近に伴う線状降水帯の発生で、本市では1時間雨量が90ミリを超える猛烈な豪雨となりまして、大雨洪水警報とともに、土砂災害警戒情報レベル4の避難指示が4地区に

出されました。本市では幸い人的被害はなかったようですけれども、土砂崩れなどによる道路の通行止め、住家への浸水、そして、河川の増水などでかなり田畑への被害があったというふうに聞いております。

農林水産課長にお尋ねをいたします。

今回の豪雨による本市の農地への被害についてお伺いをしたいと思います。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

台風2号に伴う農地災害は市内全域に発生しておりますが、災害復旧事業、これは1件の工事が40万円を超える工事になります。これの対象となるのは、下ノ加江・長野地区、大岐地区、加久見地区などでありまして、主な被災の状況は、谷からの土砂流入や越水による耕作土の流出、堆積などです。

被災した農地は、規模の大小やそれぞれの事情、例えば苗の定植が近いため早急に復旧したいなど、こういったこともありまして、自力復旧や市の単独事業を活用する方が多く、災害復旧事業の申請予定は、広域にわたって被災している下ノ加江・長野地区のみになっております。以上です。

○議長（細川博史君） 10番、前田晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 今、課長のお話しの中にありました下ノ加江の長野地区なんですけれども、今回も小方の固定堰上流部から大量の越水があって、長野地区全域の田畑が水没をしてしまいました。雨がやめば水の引きは早くて、水が滞留することはなかったようですけれども、越水した堤防近くの水路や田畑にはこれまで以上の大量の土砂や流木が流れ込んで、また、強い水流で田畑が削り取られておりました。

2年前にも大雨による長野地区への越水があり、私はその年の9月会議と12月会議でこの問題を取り上げて質問をいたしました。今回が3回目となりますので、これまでの確認もしながらお尋ねをしたいというふうに思っています。

前回でも触れましたが、大雨によるこの長野地区への越水を止める一番の方法は、原因となっています小方の固定堰を可動堰に変更するということでもあります。西南豪雨で大洪水となりました益野川や宗呂川では、越水の原因となった固定堰を災害復旧工事でゴム製や金属製の可動堰に変更して、この越水の問題を解決いたしておられます。ただ、小方の固定堰を可動堰に変更するには多額の地元の負担、水利組合の負担が必要となりますので、国の事業でない限りな

かなか実現することが難しい、このことは皆さんも御承知のとおりであります。

では、その可動堰以外の方法ということになりますと、今回ずっと越水をしています長野川の堤防を高くするのは、他地域への越水を招くおそれがあると。今回の大雨でも船場で2件ですか、それから下浦1件、床下浸水があったということでしたけれども、船場・下浦への越水を招くおそれが出てきますし、また、川幅を広げるには地権者の承諾が必要になるということがあるということで、これも困難だということでありました。

それから、固定堰の上下のしゅんせつについて、以前、私効果があるというふうに聞いていたんですけども、これ土木事務所に聞きますと、これも効果ないというお話でしたので、この長野地区の越水を止める可動堰以外の有効な手だてはないということになります。治水対策の難しさがあるわけですけども、ただ、あわせて周辺地域の皆さんは、誰もがこの大雨のときには長野地区が遊水池の役割を果たしているということも知っています。つまり、大雨のときの長野地区への越水を止めることはできないけれども、それによって長野地区の田畑が遊水池となって下ノ加江地域の水害を防ぐ役割をしているということ、事実として地域の皆さんは理解をしているということでもあります。

農林水産課長にお尋ねをします。

この長野地区の田畑が遊水池的役割を担っていることについて、前回も、前々回でしたかね、お尋ねしましたけれども、それに対しての御所見と、それから今回の大雨で被害を受けた農地で、長野地区と同じように遊水池的役割を担っていると課長が認識をされているところがあれば挙げていただきたいと思います。

○議長（細川博史君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

令和3年12月会議において、前田議員から同様の質問を受けておまして、その際、天災によってはこのような機能を果たさざるを得ない状況にあると思っていると、このようにお答えさせていただきました。越水時には、水を一時的に貯留し、流量の調整を行い、洪水被害を軽減させる機能を果たさざるを得ない、そういう役割を担っていると思っております。

次に、同じ役割を担っている地区があるかとの問いですが、面積や受益者など、全く同じ条件にはなりません、越水した場合に遊水池的な役割をしている地区としましては、私が認識している範囲では立石地区や市野々地区があります。

先の台風2号では、立石川が越水しました。先日、区長にお話を聞きしましたところ、農地が遊水池の役割をしたおかげで道路がつからんで助かったと、このように言っておりました。

このほかにも、市が実施する河川災害では、越水により農地が川のようなことで、対

岸の農地が守られるなど、その他の地区でも同様のところはあると聞いております。耕作面積や受益者の規模では、長野地区が最も広域にわたると思っておりますが、規模は小さいですが、同様の役割を担っているところはほかにも多数あると思っております。

以上です。

○議長（細川博史君） 10番、前田晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） よく分かりました。前回も多分そういう答弁やったと思うんですけども、私がお話ししてますのは、固定堰があって越水をするということなんです。固定堰を撤去できれば越水は起こらないと思います。水流れると思いますよ。ほかの地区幾つか挙げましたけれど、市野々のほうは、結局本流に支流が入り込むときにあふれるんだと思います。それは別だと思ってしまうんですけども、越水が、立石なんかもそうですけども大変やと思っておりますが、ここは固定堰があってあふれてるわけじゃないと思うんですよね。そんな場合はしゅんせつをすれば川の流れができますから、流れるわけですから解決がつくというものだと思うんです。

私が、長野地区が特別だというのは、固定堰があって、これは撤去できませんから、そこからあふれて出てくる水で遊水池的な形になってるよということをお尋ねしてるんです。そういう地区ありますか。そういう固定堰で水があふれて、遊水池的な形になってるところがほかに清水でありますか。

○議長（細川博史君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） 私が今認識しておるところでは、具体的にここだということは今ここでは申し上げられません。気がついておりません。

○議長（細川博史君） 10番、前田晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ないんですよ。私、土木事務所にもう聞いてみました。市内で同じような形になっている農地を挙げてもらいましたが、結局土木事務所も、固定堰によってあふれ出て遊水池になっているというところはほかに挙げることでできませんでした。

ただ、長野地区で耕作している農家の皆さんも、自分たちにはマイナスの遊水池状態ということなんですけれども、しかし、それが他地域に貢献しているということを十分理解をしているんですよね。だからそれは仕方がないと、私、半ば、半分諦め気分の中にあるように思うんですけど、しかしこれは放置すると、やっぱり大雨のたびに長野地区の農家の皆さんに我慢と負担を強いるということになりますので、固定堰による越水についての問題ですので、そこを十分認識していただきたいと思っております。

副市長にお尋ねをします。

長野地区の田畑はそこに大量の水を蓄えることで、結果的に他地域の水害を防ぐという極めて公益的な役割を果たしています。長野地区への越水は避けられないことを前提に、現実的な解決策として、長野地区の公益性を考慮して災害復旧工事での特別な支援措置を検討していただければと思います。

先ほど、10軒の農家が長野地区は今回災害復旧の手続を取ったということでありましたけれども、一つは、具体的に言いますと、国の災害復旧工事、事業費40万円以上で5%の受益者負担というのが出てきますので、これはいろいろ調整で下がることもあるというふうに聞いていますが、これを市が負担をする、公益的な役割を考えて。

それからもう一つ、市の独自の農地機能回復事業費補助金制度というのがあります。これ上限10万円の受益者負担分がやっぱりありますので、これについても長野地区については、この部分を、受益者負担分を市が負担をするということなんです。長野地区の公益性を考慮して、補助制度の受益者負担分を市が負担することについての副市長の御所見をお伺いします。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

先の台風2号では、線状降水帯の影響により、三崎地区では1時間雨量が93ミリと観測史上最大の降水量となっており、また、下ノ加江の観測所では1時間当たり84ミリの猛烈な雨が記録されております。この線状降水帯の降雨により、市内の数箇所の河川で越水が発生し、多くの農地や水路等の農業用施設も被災を受け、現在、早期の復旧に向けて所管課を中心に取り組んでいるところでございますが、被災した農地の復旧には、特に農家の労力や費用が負担になることから、災害復旧事業を申請するかどうか迷っている農家があると所管課から聞いております。

議員御案内の下ノ加江川の越水により長野地区の農地が遊水池的な機能を果たすことで、下流域の左岸の国道や人家などが災害に遭いにくくなることは一定理解してございます。しかしながら、災害はいつどこでどのようなことが起きるか分かりません。先ほど農林水産課長からもありましたけど、下ノ加江川とは違う場所での越水というのもございますけれど、そういう災害はいつどこで起こるか分からない状況の中で、公平性を担保するためにも、長野地区だけを特別な支援をするということは難しいものと考えております。

令和3年12月会議において、泥谷市長は、災害が発生した地域は、一律に支援を行うのが基本との答弁をしておりますとおり、この支援については、公平性を担保して行いたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（細川博史君） 10番、前田晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 前半の答弁は非常によかったんですが、後半妙にやっぱりあれですね、前回と同じです。2年前の私の質問で同じような、長野地区に特別な支援をとという質問しました。さっき副市長お話ありましたけれども、市長は、長野地区だけが被害を受けておればそのようなことも考えなければならないが、ほかの地区も同様のことが発生していることから、災害が発生した地域は一律に支援を行うのが基本であると。そのとおりだと思いますよ。

ただ、長野地区については固定堰があって撤去できない。それが越水を招いているわけですね。これは2年前にもそういうことがありましたから、これからどんどん毎年あるいは隔年でこういうことが起こると思いますよ。そのたびに農家の方、10軒ほどあるようですけど、災害復旧事業を申請したりしますけれども、やっぱり自己負担で対応せないかんということになるわけですよ。

しかし、その越水した遊水池状態というのは、下流の地域の皆さんの生活や安全を守っているということになるんですよ。今、公益治水で田んぼダムというものもあるようですけども、やっぱりそれなりの公的な役割を果たしている場所については、これはもう本当に決まり文句みたいに、一律に公平に施策を行うということじゃなくて、果たしている役割をしっかりと見て対応していただきたい。これぜひ検討していただきたいです。毎年この問題出てきますよ。あそこはしゅんせつをして解決できるところじゃないんです。ないんですよ。毎年長野地区は出てくるということになりますよ。ぜひ検討してください。

最後になりますけれども、今回の大雨では特に長野地区の被害が大きくて、地区からの要請もあって農林課の担当職員が現地に出向いて、10名ほどの耕作者の皆さんに災害復旧制度の手続の説明をし、ほぼ全員が、課長の話にもありました、申請をすることになったということでもあります。豪雨災害の確認に職員の皆さん忙しい中を、現地に出向いて被害を確認し、それから困っていることに耳を傾けた誠実な職員の対応はやっぱり功を奏しているというふうに思います。長野地区に限らず、今後とも現場の実情をしっかりと確認をして、そして現場の声を聞いて、それらを確実に施策に反映させていただくことを執行部の皆さんにお願いをいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

二つ目です。

次は、学校の職場でのセクハラの問題であります。

1週間前の高知新聞に小学教頭、臨時講師にセクハラとの驚きの見出しの記事が載りました。それは昨年度、市内の小学校で起こった出来事で、記事では、教頭だった男性教諭が、20代の臨時講師の女性に交際をしつこく迫り、女性がストレスから病気になり退職を余儀なくされ

たとありました。全国紙でも取り上げられました。不名誉なことで本市が有名になったわけですが、本市の小学校で一体何があったのか、教育長が把握しておられるこの問題の経過について、まずお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（細川博史君） 教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） セクハラの問題について、当時、細かく時系列で記録を残しておりますので、それを基に報告をさせていただきたいというふうに思います。

高知新聞に掲載されたように、2022年度に市内小学校元教頭が、当時同僚であった臨時講師に対してしつこく交際を迫るセクハラ行為があったのは事実です。このことは、同年8月22日に同講師が校長に相談したことから問題が発覚しました。相談の中で、元教頭と同講師のLINEのやり取りの内容や、教頭の行動に困っている、恐れているというような様子があったようです。校長は、勤務ができる状態ではないと判断して同講師をその日は帰宅させて、LINEの資料を基に元教頭と話を始め、聞き取りをしています。当日の夕方、校長が同講師の自宅を訪問し、同講師の母とも話をし、思いを聞いているようです。23日、校長より電話での報告があって、翌日教育委員会を訪問したいということでしたので、早急に来てくれということで、24日早朝7時40分に教育委員会に来てもらって、校長が同講師と元教頭に対して聞き取った資料、それと、8月5日から19日までのLINEの資料を基に報告を受けました。報告を受けたときは、資料も見てかなりの怒りを感じておりましたので、私自身は、教頭としての資格はない、絶対に許さん、同講師が訴えたら県教委に報告し懲戒処分やと、なくなったものは学校中探せ、紛失届も出せ、そういう話をしました。そのことについては、同講師と母に確認も取ってもらうよう校長にも指示をしました。25日、翌日、12時22分に、着信がありましたので私のほうから校長に電話連絡し、確認事項についての同講師と母に連絡をして意向を聞き、謝罪の場があったほうが良いというようなこと、訴えはしないということの確認を、報告を受けてしたところでした。それが25日です。26日の午後2時に、25日に同講師や教頭から聞き取った内容であったり、確認事項であったり、対応についての26日訪問してきてもらって報告を受けています。その中で、教育長からの指導もお願いしたいということでしたので、26日に、26日金曜日でしたので、じゃあ土日挟んで月曜日に、29日に指導するということを同講師と母に、校長より報告をしてもらいました。25日の母親との聞き取りの中で、訴えはしないと、謝罪の場はあったほうが良いというような話であったということでしたので、25日の午前中に校長室で元教頭が同講師に謝罪をしています。その謝罪後、午後、午後と言っても16時15分です。16時15分に教育長室のほうに元教頭と校長に来てもらって、そこで校長とともに厳しく指導をしています。その後については、校長へは、同

講師が学校生活が安心してできるように見守っていくことを指示して、元教頭については、もう関わりを持たない、公務上の関わりは持たずに距離を置いて学校生活をするように指示をしたところでした。

2学期が始まって、9月・10月については、学校生活の中で、同講師から気になるような報告もありませんでしたので、私も気にはして、同講師のことも気にかけて見ておりましたが、そういう様子もないなというふうな感じではあったんです。

11月29日の午後に、また、同講師が校長に11月にあったことについて資料を基に相談をしています。その中で、11月8日の学校保健室での会話の中で、妻子持ちの年上の人とデートしているのを見たという内容もあったようです。そのことがかなりのストレスになっていたということです。

11月30日から同講師は休んでいます。同講師からもらった資料を基に校長が元教頭へ指導と聞き取りをしている。

12月1日、同講師母より、もう学校には行かせないという連絡が学校のほうにあって、8月の件もあり、この11月の件もありで、かなり御立腹であったというような報告を12月1日に電話連絡を受けましたので、もうその後すぐに、西部教育事務所長のほうへ今回の件についての電話連絡をして、校長には、早急に報告書を作成するように指示をしたところでした。

12月2日17時頃、今回の件についての報告を受け取りましたので、内容を確認して、その中で、さっきも言いましたが、妻子持ちの年上の人とデートしているのを見たという内容が含まれていました。同様の内容も学校のほうに電話連絡があったということも書かれておりました。

その12月2日も金曜日でしたので、土日挟んで12月5日、土日の対応についても校長より報告を受け、土日については母親との連絡を学校長のほうは取っていたようですが、本人とは取れないような状況になっておりましたので、そういうことも報告を受け、12月6日に西部教育事務所長に会うことになっておりましたので、そこで報告書を持参し手渡しをしたということです。

12月6日火曜日手渡しして、その後、翌日、翌々日も学校長のほうは同講師母親との連絡は取っていたようで、私も12月9日に同講師の母と直接電話でお話をして、謝罪、こういうことになって大変申し訳ないという私からの謝罪と、今後についての意向を確認したところでした。そこでは、厳しい処分を求めるということでありましたので、そのような対応をしていきますということで母親には約束をしたところでした。

そこから、学校でのてんまつ書を書かせる、元教頭にてんまつ書を書かせて出させる。校長にも報告書を書かせて出させる。私のほうも報告書を書いて県に出すというようなことをして

いた、そこから後がそういうような状況になっていたということです。

以上です。

○議長（細川博史君） 10番、前田晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 今、元教頭の処分に向けた調査、事実確認が行われておりますので、教育長もっと、経過今お話ししていただきました。コンパクトにまとめて、まだまだ言い足りんこといっぱいあると思いますけれども、最初のこのLINEを見たときに怒りを持ったというお話ですけれども、事実確認をしたときに、私、そのとおりだと思うんです。

実は私、1か月ぐらい前ですけれども、このセクハラ被害を受けた臨時講師のお母さんからこの問題に関わる経過とか、それから被害者、御家族の思いなどをお聞きしています。被害者本人は、この件について人前で話すにはやっぱりフラッシュバックすることがあるということで、まだ精神的にも厳しいということでお母さんが代わりに話してくれたわけですが、この新聞記事以上の驚きの内容でありました。

これちょっと縮小して25ページぐらいにしていますけれども、これ元教頭と被害者がやり取りしていたLINEの記録で、今の教育長の答弁では8月5日から19日までですかね。これ多分校長さんに渡ったやつが教育長も読まれたと思いますけれども、これ読んでみますと、もう本当に元教頭が送信した内容ってのはまさにセクハラ、パワハラ以外の何ものでもないと言えると思います。

付き合いたい、読んでみますと、彼女にしたいということから始まって、絶対に2人の関係がばれるようなことは決してないとか、俺の愛に応えてほしいとか、俺が自分の女にしてもっといい女にするとか、こういったことがこの中にびっしり書き込まれてるわけですね。これ高知新聞の中でも報道されましたけれども、実はこれ以外にももうちょっと教員として、あるいは教頭としての資質とか、人権感覚が疑われるような内容のLINEを一方的に、私は読んでいます、送りつけています。

また、LINEの中には、交際を迫ってこれだけ送りつけていますが、御本人は受け付けてないんですね。相手にされなかった腹いせだと思えるんですけれども、元教頭が被害者に貸していたアニメのパンフレットがあるようですけど、これがいつの間にかなくなっていた。被害者が自分の職員室の机の下に保存していたやつですね。これがなくなったようなんですけれども、これは被害者が紛失したとして、仕返しするいい機会だとLINEを送って、その後に、警察に被害届を出すとか、弁護士に連絡して法的措置を取る、損害賠償を請求するなどと、これまさに脅迫なんです。この脅迫もしています。

教育活動とは全く関係のないところで、しかも上司からしつこいセクハラ、パワハラを受け

て、大学を卒業したばかりの新人の教員には大きなストレスになって耐え難いものだったと思います。8月の末に被害者は校長さんに相談したということのようです。拒否をしても執拗にLINEを送りつけ、恐怖心を抱かせるような元教頭の行為は、まさにストーカー行為ですよ。いわゆる付きまとい等にも当たりまして、刑事責任が問われるというものでもあると思います。LINEを読んだ教育長が怒りを持って、完全なセクハラだと、訴えられたら終わりぞと叱ったというふうに記事にありましたけれども、私は、まさに全くそのとおりだというふうに思います。

このLINEの内容だけでも完全にアウトだというふうに思いますけれども、これも高知新聞の記事にありましたように、元教頭は県教委の幹部の名前を使って、採用試験で口利きの便宜を図るかのような手紙を偽造し、被害者に渡しています。その手紙のコピーもA4、3枚ぐらいですけれども、これも事前にちょっといただいているんですが、これも読んでみますと、私が信頼している部下でとても優れている教頭だと評価していますとか、県下でもトップクラスの先生だと思います、言うことは何でも聞いてくださいというようなことを書いているんですよ。これも自分が書いたものだと、後で県教委の調査で本人は認めています。

さらに元教頭は、先ほど元教頭は教育長の話にもありましたけれども、被害者が不倫をしているという目撃証言の裏工作もしておりまして、この元教頭が現場を見たことにしてほしいと依頼をした人物を私は確認をしております。プライバシーの問題がありますのでこれ以上は言いませんけれども、そういうこともやっているんですよ。

これまでの元教頭の行為やこういった経過を見ますと、残念ながら、うそとでっち上げが常套手段になっておりまして、その悪質さが本当に際立っています。前年度に行われる予定だった元教頭の処分はいまだに行われておりません。

おとといでしたか、高知新聞に県外の方から、何を戸惑っているか、即刻懲戒免職にという投書が載りましたけれども、今日の高知新聞には県議会での一般質問の内容が載ってまして、県の教育長は質問を受けて、管理職の行為で退職に至ったことは大変残念で申し訳ないと陳謝をしたと書かれています。それからこの問題については、懲戒処分を視野に入れるべき重大な事案だと判断をしたと述べて、処分については、新しい事実が断続的に発覚して時間を要している、できる限り早く事実を確定させるという、今日記事が載りました。これ、県議会での一般質問を受けてのことなんですけれども、処分が長引いているのは、この元教頭の証言にうそが多くて、後から後から新たな事実が発覚して、事実確認と先ほど言われましたが、てんまつ書の手換えが繰り返されているんですよ。こういう実態なんです。

ぜひ、この件については速やかな調査と事実確認で、厳正な処分を私は求めたいというふうに思っています。

ところで、今回のセクハラ問題については、元教頭職が一番問題であるのは言うまでもありませんけれども、学校や市教委が適切な対応を取っていただければ被害者のストレスを軽減し、退職を防ぐこともできたのではないかという市民からの疑問の声が上げられております。8月末に被害者から校長に相談があって初めてセクハラの実情を知ったと、教育長はそういうことのように思いますが、ただいま話にありましたけれども、校長、それから元教頭、そして被害者、それぞれ事実確認をして、その後の対応を確認して、教育長に報告があったということのようでありました。そのときに、さっきお話ししてくれましたかね、もう一回確認させてもらいたいんですが、その8月の段階で協議して確認をしたこと、それから今後どういう対応をするか、もう一回お話をしてもらえますか。もう簡単でいいのです。

○議長（細川博史君） 教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） 学校長のほうには、同講師との聞き取り、元教頭との聞き取りをした上で報告をしていただいておりますし、同講師母との話、意向も聞いておりましたので、意向に沿ったものをできるだけやっていくというような考えでおりました。

謝罪はあったほうがいいということでしたので、謝罪も先にしてもらって、その後で教育委員会のほうで、私が校長と一緒に叱責もし、指導もし、今後についての確認をさせてもらったということです。

さっき、新聞記事の話出ましたけど、謝罪終わった後でしたので、厳しく叱責しとかなあいかんなどという思いはあったのは事実です。確認は、距離を置けと、とにかく被害者のほうに寄り添った形で対応していきたいという思いがありましたので、そちらの意向を大事にしながら進めたいという思いがありましたので、そういうふうに確認をしたところです。

以上です。

○議長（細川博史君） 10番、前田晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 謝罪をさせるということ、それから関わりを持つなということと、先ほど校長の対応、これもしっかり被害者の立場でということでしたが、全体として、被害者の、あるいは被害者の家族の意向を尊重して対応してきたと、8月の段階ですね。そのときに、教育長のほうからも非常に叱ったという話ですけれども、判断としまして、言われているのが、ごめんなさい、市教委付についてはそのとき協議しましたかね。してないですね。なぜ市教委付にできなかったかというのは、今の話から大体了解できるんですよ。被害を受けた本人と、それから御家族のことを考慮して、大きな問題にしないでいいですよという、やっぱり元教頭の家庭のことを配慮して、そういうお話だったということですので、だからそれで対応し

たということなんですよ。

ただ、その後の展開は、先ほどの教育長からもありましたけれども、11月の嫌がらせに関わる部分を見れば、もうその判断が本当に誤っていたということだと思います。被害者のほうも、それ以降は元教頭への重い処分を求めるようになったということですので、先に触れた元教頭のセクハラ行為にストーカー的な要素があるということであれば、もうこれは例外なく被害者と接触させないという対応が必要ではなかったかなと思います。

学校現場は、職朝で必ず顔を合わせることになりまして、小規模校ならなおさらですよ。業務以外に近づかないとか、関わりを持たないといってもなかなかそういうわけにはいきませんので、そうすると、やっぱり人事配置に関わる部分で市教委付というようなことも検討すべきだったと思います。元教頭を市教委付にせず、接触の機会を残したことが市教委の大きな判断ミスではなかったかなというふうに思います。

それで、教育長にお尋ねします。

市教委は、この事案を県教委に報告したのは、被害者が病休を取ることになった12月1日です。先ほど報告がありました。県教委は、このとき初めて病休の原因となった元教頭のセクハラ行為があったということを知るわけですよ。教育長はこの問題を認識した8月の時点で、もう一回聞きます、なぜ県教委に報告しなかったか。今、家族の意向を配慮したということでしたが、もう一回、もう簡単をお願いします。

○議長（細川博史君） 教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） 報告しなかった理由につきましては、謝罪も受け入れてもらえるというような状況にもありましたし、一定、ハラスメントのガイドラインの中で言うと、和解した場合には上部に具申をしていかないというような流れになっておりますので、そういうことで和解ができたというような判断にしてしまったところがあります。

以上です。

○議長（細川博史君） 10番、前田晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 分かりました。和解が完了したと、それで対応できるというふうに判断したということですね。では、続けてですけども、県教委の報告は分かりましたが、では、教育長はこの事案について、市にも教育委員会がありますけれども、市教委への報告は行っていたのでしょうか。

○議長（細川博史君） 教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） 12月1日に西部教育事務所長に報告を電話連絡でして、12月6日に報告をしておりましたので、急を要するような内容のことというふうに私自身も押さえておりましたので、実際には、教育長権限で上に上げていったということではあります。

ガイドラインに沿って報告をしていくということになると、教育委員会で一定の協議をして、協議後にどういう処分をしていくのかという内容を考えて、それで県の教育委員会に具申をするというような流れになっているんです。そうすると1か月以上遅れるんです、実際のところで言うと。そういうようなゆっくりした対応にはならないというような現状がありましたので、そういう急いだ対応を必要だということもあり、教育長権限でもうすぐ上げてということにしたわけです。報告については、そのときはしておりません。

○議長（細川博史君） 10番、前田晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 県教委への報告については、緊急なことなので、教育長の専決でやったと。市の教育委員会の皆さんには報告はしていないということでありました。これ、私、昨日開示請求でいただいたんですが、今、教育長の話にもありました「土佐清水市立小中学校職場におけるハラスメントガイドライン」というのがあるんです。これ令和2年、3年前に8月に作っています。もう時間なかなかないですが、簡単に内容を読ませていただきます。

ガイドラインの目的というのが最初に出てまして、こう書いております。このガイドラインは、土佐清水市職員のハラスメント防止等に関する要綱に準じ、市のやつに準じて非常勤教職員を含む土佐清水市立小中学校全ての教職員におけるハラスメントに対する基本姿勢や、ハラスメント相談の手續、問題解決の方法等について説明したものですというふうにこの目的を書いています。

基本姿勢として幾つかあるんですが、被害者の救済を第一に考え、公正かつ適正に対応しますと書いていて、その後、ガイドラインの適用範囲、これ全ての教職員、臨時であろうが何であろうが全部入ります。

それから、ハラスメントの定義があって、まずセクシュアルハラスメントについて書かれています。その具体的な説明のところ、具体的な言動、まず性的な言動、行動関係というのがあって、行動関係のところ15ほどあるんですが、メールや電話で執拗にコンタクトをとること、それから、メールをしつこく送ったり、食事やデートにしつこく誘うこと、これもセクハラの言うたら行動例として入れられているんですよね。元教頭のLINEでの行為っていうのは、まさにこれに当たるんです。

その後、パワーハラスメントについての説明があって、それからその他のハラスメントの説明があって、それからハラスメントによる被害を受けたかなと思ったらということと呼びかけ

ているんです。その中にはこう書いています。一人で悩まずになるべく早く信頼できる人や相談苦情窓口、教頭等に相談しましょう。今回は相談窓口の教頭がやっているわけですからできないですね。これは、そんな場合は学校長、あるいは教育長が窓口になるということのようです。

その後、学校長の責務として、苦情相談を受けたときは相談者のプライバシーに十分配慮しながら必要な調査を行い、事案の内容に応じて迅速かつ適切に対応する。相談等を行った教職員に対して不利な取扱いを行わないようにするというふうに、こういうものが出来上がっているんですよ。マニュアルがあるんですよ。全ての教職員に配られているんです。

最後に、ハラスメント相談苦情への対応フローチャートがありまして、こういうふうになっています。今、教育長説明ありました。本人、代理人からの訴えがあって、相談苦情窓口の人が受け取ります。そしたら、そこで本人、被害者のヒアリングをして、相手、加害者のヒアリングをして、周辺のヒアリングをするということになっています。今回の場合だったら、学校で校長がやるということになりますよね。その上で事実関係の有無を確認して、もしそれが本人にその事実確認をして、本人、それから相手方、被害者、加害者がこれでいいよと、先ほどの謝るとか、それから対応、そういうものを職場で決めて本人たちが了解したらオーケーだと。それは和解だということで、ここで示談が成立するという形が一つあるんです。8月はそれですよ。その形で対応したということでした。

ただ、もう一つ、教育委員会で処理することが適当と判断した場合は、教育委員会による協議が要るんです。で、話をするんです。報告はします。今度はそこで、本人の事情聴取を教育委員会がします。それから被害者ですね。それから相手も事情聴取をします。それから周辺への事情聴取、同じことをするんです。その上で教育委員会へ上申をするということになっています。教育長先ほど言われたのは、そのことなんですよ。これ時間かかるので、教育長の専決でやったというお話がありました。

私が言いたいのは、清水はこういうハラスメントのガイドライン、マニュアルが既に出来上がっているんですよ。これに従って対応できたかという問題が私あると思うんですけども、もう一点、被害者の意向を尊重すると教育長お話をしました。8月は和解の形で処理したということなんですよ。それであっても、市や県の教育委員会には報告しなくていいのかなというようなことをちょっと疑問に思うんですけども。特に市です。

そもそも市の教育委員会というのは、釈迦に説法になりますけれども、合議制の執行機関なんですよ。市長とは違って独任制じゃないんですよ。だから、教育長は専決というのは極力少なくして、合議をして対応するというのが市の教育委員会の、県もそうだと思います。これ、レイマン・コントロールということのようですよ。住民の意思決定を重視しています。

今回のセクハラ問題でも、教育長が単独で判断することではなくて、まず市の教育委員会で情報を共有して、協議の上対応、これ和解も含まれると思うんですけども、そうでなかったかなと思います。大きな問題にしたくないという被害者の声を受け入れる、その判断の前に、教育委員会での合議が必要な手順になるのではないかなというふうに思います。せめて事後報告は必要だったのではないかな。また、和解での処理であったとしても、こういうことがあったよということは県教委には報告すべきではないかなと思います。

11月からの嫌がらせ、アニメパンフに関わる怪電話が入り、不倫目撃情報のでっち上げが起こった時点では、元教頭の関与が十分に推定できる状況でしたので、教育委員会で処理する事案として、先ほど教育長お話ありました、対応すべきだったというふうに思います。教育長は高知新聞の記者の取材に、判断が甘かった、昨年8月時点で県教委に報告すべきだったと率直に答えています、今回の問題では、このガイドラインの手続や手順を踏むことを怠っていたということになるのではないかなと思います。この点においては、私は猛省を促しておきたい。手順を踏んだということをお話されていますけれども、いやもっと、教育長の専決ではなかなか教育の問題はできないんじゃないかなと思うんです。この点、ちょっと通告はしてないですけども、ガイドラインについての教育長のちょっと見解をお話ししていただけますか。

○議長（細川博史君） 教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） 本当に、ハラスメントガイドラインに沿った対応をきちっとすべきだったなというふうには思うところです。8月の段階で言いますと、やっぱり意向を大切にすることということもガイドラインの中にはありますので、そこを自分が優先し過ぎたというところは、今回のような件について言うと、本当に駄目だったところじゃないかなというふうに自分自身も思うところです。やっぱり、服務監督責任がありますので、服務監督責任については、本当にしっかりした考えを持って上に具申するとかということも含めてやっていかなければいけないなというふうには考えたところです。

すみません。以上です。

○議長（細川博史君） 10番、前田晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。これはもう通告していなかったんですけども、教育長が今その思いをお話ししていただいたように思います。

被害者の救済に関わる部分ですけども、先ほど教育長お話ありました、11月の電話と不倫目撃情報の嫌がらせで、被害者は精神的なダメージが極めて深刻な状態になって、ストレス性の突発性難聴を発症し、これ以降は病休・年休を消化し切って、職場には復帰しないまま退

職ということになりました。結果として被害者を退職させ、彼女の人権や教育にかける思いを守り切れなかった、これ学校長及び市教委には大変重い責任があるというふうに思います。

教育長にお尋ねします。

被害者は自分に落ち度があって退職したのではなくて、元教頭のハラスメントにより退職に至ったわけですが、このようなケースでは、制度上何らかの救済措置の仕組み、公務災害とか労災の認定とかいったものはないのかどうか。

また、セクハラに加害者でなく被害者が職場を去ることになったことについての御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（細川博史君） 教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） 今回のような場合の救済措置については、十分な内容を把握していないのが私の駄目なところだろうなというふうには思っているところです。ただ、市独自で救済をしていくということはなかなか難しい部分がありますので、県の教育委員会等と協議しながら進めていくべきだったなというふうには考えているところです。

以上です。

○議長（細川博史君） 10番、前田晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ぜひ県と相談して対応してください。

実は橋本県議のほうから、この問題について、これ県議会で話があったのかどうか分かりませんが、公務災害に適用する可能性あるよという話だったようです。ただ、これ自主申告をしますので、この取扱いについてまた県とも相談しながら、ぜひ検討してみてください。

労働現場のハラスメントについては、今、国際的にもやっぱり一つの流れができていて、この国際基準になっているのはEU、ヨーロッパ共同体のようですけれども、ここは、ハラスメントを人権問題と捉えて被害者の救済重視の対応が取られているということです。一方、日本ですけれども、日本の場合は職場環境という労務管理の問題と捉えて、加害者の規制、加害者の処分対策として対応する傾向があるというふうに言われています。

今回のケースにおいても、被害者が加害者からストレスを受け続けて退職を余儀なくされたにもかかわらず、これ加害者の責任もあると思うんですけど、加害者の処分対策に軸足が置かれて、被害者の救済がおろそかになっていたのではないかというふうにも思います。ハラスメント対策の対応は、加害者の処分対策も必要ですけれども、この被害者の救済を最優先にして対応していただきたい。ハラスメントガイドラインにも載ってますけれども、被害者優先ということを改めて申し上げておきたいと思います。

次の、第三者機関の設置については、今日の新聞出てましたね。県のほうが、弁護士、医師、臨床心理士など専門家で作る第三者組織を設置する方針を示したというふうに記事に出てましたので、そちらの方向で対応すると思いますので、また、教育委員会のほうからも声を上げていただきたいと思います。

そしたら、もう時間がなくなってますけれども、最後に一つだけ。元教頭の市教委付に関わってますけれども、今、元教頭は本人の申出により降格して、教諭で今の現在校に異動しましたけれども、学級担任として教壇に立っていました。6月の初旬に市教委付となりました。突然の担任の不在に子供たちも保護者も大変戸惑っていると聞いていますし、学校全体の教育活動にも影響を及ぼしているのではないかと思います。元教頭を3月末の人事異動で市教委付としておれば、今日のような学校現場の混乱はなかったのではないかと思いますけれども、なぜ市教委付にしなかったですかね、3月の段階で。このあたりをちょっと教育長のほうから御説明いただけますでしょうか。

○議長（細川博史君） 教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） 人事異動に関しては、県教育委員会とヒアリングを進めていく中で詳細を詰めていくわけですけど、今年度については、加配教員も配置できないような状況での異動になっていたというのが実際のところですよ。指定授業や小学校の教科専科の関係で、中学校の教員を小学校に配置して持っていくとかということもあって、市内の小学校において学級担任が2名不足しているというような状況になっていたんです、実際のところは。免許を持っている市の臨時職員を、臨時職員辞めてもらって臨時教員になってもらう。学習支援員も、教員免許を持っている者をその学習支援員を辞めてもらって臨時教員になってもらうと。そういうところをやってやっと学級担任を配置できたというような中で、今年度の人事異動については行われたというのが現状なんです。だから、市教委付ということはもちろん、学級担任を外すということもそのときはできなかったというのが現状なんです。

てんまつ書のやり取りをしている中では、他への異動もありませんので、降格をしていたら市内での異動ということにもなりますし、そういうことでそんな状況になったということです。

5月22日にてんまつ書の虚偽が分かったということもありましたので、6月にもうその報告をしているような者を教壇に立たすわけにはいけないということで、急遽、その後にもう引上げをさせてもらったということです。てんまつ書は大体、真実をずーっと並べていくんですけども、先ほどから前田先生言われたように、虚偽もありましたので、そういうことで6月に引き上げたということです。

以上です。

○議長（細川博史君） 10番、前田晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） もう時間ないになりましたので、あとちょっとお話ししたいこともあったんですが、もうここで止めておきます。

教員が少ない中でなかなか大変ですけれども、このハラスメントの問題が早く解決するように、条件整備をしっかりとお願いしておきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（細川博史君） 以上で、通告による一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。

ただいま市長から、議案第40号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」の議案1件が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議案第40号を日程に追加し議題といたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号を議題とすることに決しました。

議案第40号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者 副市長。

（市長職務代理者 副市長 磯脇堂三君登壇）

○市長職務代理者 副市長（磯脇堂三君） ただいま、御提案いたしました議案第40号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、6月19日の所信でも触れさせていただきましたが、6月2日の大雨により被災した、農地や農業用施設、漁港、河川、市道などの災害復旧に要する経費についての補正予算案となっております。

内容につきましては、貝ノ川漁港防潮堤の災害復旧費1億3,038万3,000円、長野地区農地災害復旧費2,000万円などのほか、軽微な土砂撤去や修繕などを含め、農林漁業用施設全体で1億9,487万4,000円の災害復旧費を計上しております。

また、市道布立石中村線の災害復旧費1,500万円、普通河川トリブチ谷川の災害復旧費1,000万円などのほか、簡易な土砂の取り除きや、災害の認定とならない市道等の改良工事などを含め、公共土木施設災害復旧費全体で1億2,787万円を計上しております。

これにより、総額3億2,274万4,000円を追加補正するものでございます。

財源につきましては、国庫負担金、県補助金、市債などの特定財源のほか、前年度繰越金を一般財源として計上しております。

この結果、令和5年度一般会計予算の総額は、101億6,351万3,000円となります。

本件につきまして、よろしく御審議をいただき、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（細川博史君） 以上で、議案に対する提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

ただいまのところ通告による質疑はございません。

この際、各位にお願いいたします。

議案第40号は、所管の委員会に付託し審議を願うこととなっております。この点十分お含みおきの上、委員会審議をお願いいたします。

質疑なしと認めます。質疑を終わります。

市長提出、議案第34号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」から議案第40号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」までの議案7件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会の日程は、予算決算常任委員会は29日午前9時から、議会運営委員会は同日午後1時30分から、総務文教常任委員会は7月3日午前9時から、それぞれ開催いたします。

各委員会は、7月6日までに各案件の審査を終わりますよう特に御配慮をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、7月6日午前10時に再開いたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時43分 散 会